## 役員の報酬等及び費用に関する規程

平成30(2018)年5月8日 制定 平成30(2018)年12月1日 理事会改定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本医学物理学会(以下「本会」という)定款第25 条に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

- 第2条 この規程における用語定義は、次のとおりとする。
  - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
  - (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
  - (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員は、無報酬とする。

(公表)

第 4 条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。